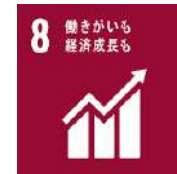




Japan Platform for Migrant Workers
towards Responsible and Inclusive Society



「責任ある外国人労働者受入れプ ラットフォーム(JP-MIRAI)」 相談・救済パイロット事業説明会

2022年5月18日

JP-MIRAI

共同事務局 国際協力機構(JICA)

時間(目安)	プログラム	登壇者
16:30~16:32	開会	司会
16:32~16:50	JP-MIRAI相談・救済パイロット事業の背景と概要	JICA国内事業部 次長(市民参加推進担当)兼 外国人材受入支援室長 奥村
16:50~17:05	開設する相談窓口について	国際活動市民中心(CINGA) 新居
17:05~17:10	相談・救済パイロット事業への申込方法・スケジュール	JICA国内事業部 外国人材受入支援室 江場
17:10~17:25	JP-MIRAIポータルについて	JICA国内事業部 外国人材受入支援室 山田
17:25~17:35	ADRについて	東京弁護士会 神村
17:35~18:00	質疑応答・意見交換	



JP-MIRAI概要

責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）

Japan Platform for Migrant Workers towards Inclusive Society

【JP-MIRAI とは?】

日本国内の外国人労働者の課題解決に向けて、2020年に民間企業・自治体・NPO・学識者・弁護士など多様なステークホルダーが集まり設立された任意団体

【会員数の推移】

2020年11月16日 設立時の会員数 51団体・個人

2022年5月11日時点 会員数 446団体・個人

団体	数	個人	数
事業会社	130	研究者	36
業界団体	8	弁護士・行政書士・社労士	45
人材紹介企業	32	その他個人	86
監理団体・登録支援機関	46		
送り出し機関	7		
自治体	6		
NPO／NGO	49		
大使館	1		

背景:「ビジネスと人権」に関する動向 ～企業の危機感

- 2011年 国連人権理事会「ビジネスと人権に関する指導原則」採択
- 2015年 「英国現代奴隷法」制定(世界各国で同様の法制化)
- 2020年 米国国務省「人身取引報告書」(日本が「要監視」に格下げ)
日本政府「『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020ー2025)」発表
- 2021年 米国国務省「人身取引報告書」(日本は引き続き「要監視」)
ドイツ・サプライチェーン法成立(施行は2023年から)



- ①グローバル企業:CSR報告書の情報開示が機関投資家の行動に大きく影響
- ②CSR監査への対応 (例:日本マクドナルドが取引先のCSR監査で、技能実習生の手数料返還勧告)
- ③自動車業界:ドイツのSC法施行に向けて、仕組みづくりが必要



個社では難しい取組みをマルチステークホルダーで実現へ

責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）

Japan Platform for Migrant Workers towards Inclusive Society

【JP-MIRAIとは？】

日本国内の外国人労働者の課題解決に向けて、2020年に民間企業・自治体・NPO・学識者・弁護士など多様なステークホルダーが集まり設立された任意団体

【私たちが目指す社会】（「行動原則」から）

国連持続可能な開発目標（SDGs）や国連ビジネスと人権に関する指導原則などにおいて、外国人労働者の権利を保護し、労働環境・生活環境を改善することは、世界的な社会課題とされています。

日本においても、働く外国人が増え経済社会の重要な一翼を担う中、これらの課題解決に真摯に取り組み、責任をもって外国人労働者を受入れ、**「選ばれる日本」**となることが重要です。

私たちは、外国人労働者が安心して働き生活できるディーセントワークの実現を通じて、包摂的な経済成長と持続的な社会の実現を目指します。



Japan Platform for Migrant Workers
towards Responsible and Inclusive Society



2020/11/16設立フォーラム

「責任ある外国人労働者受入れ」のための5つの行動原則

- 原則1. 私たちは、外国人労働者の受入れに当たり、関係法令を遵守します。
- 原則2. 私たちは、外国人労働者の人権を尊重し労働環境・生活環境を把握し、課題の解決に努めます。
- 原則3. 私たちは、働く場と生活の場の両方で、外国人労働者との相互理解を深め、信頼関係を醸成します。
- 原則4. 私たちは、日本及び国際社会の発展と安定に貢献するため、外国人労働者の能力開発に尽力します。
- 原則5. 私たちは、プラットフォームの取り組みを日本国内及び世界に発信していきます。

1. 外国人労働者への情報提供・現状把握

- 1-1. JP-MIRAIポータルサイト(アプリ)業務
- 1-2. 外国人労働者の現状分析及び関連業務

2. 外国人労働者の相談・救済窓口

- 2-1. JP-MIRAI相談救済窓口業務
- 2-2. 相談関係団体ネットワーク業務
- 2-3. 外国人労働者ADRセンター業務

3. 企業・団体の取組みの支援

- 3-1. 外国人労働者の受入れに関わる調査研究業務
- 3-2. 会員の取組みの促進・支援業務
- 3-3. 企業の人権DD・苦情処理メカニズム構築支援業務
- 3-4. 研修・勉強会等業務

4. 会員間の協力

- 4-1. 外国人労働者に対する緊急支援
- 4-2. 将来の人材確保に向けた取り組み

5. 国内・海外への発信

- 5-1. 地域イベント支援と国内メディアへの露出拡大
- 5-2. 国際社会への発信
- 5-3. JP-MIRAIの活動を共有するコミュニケーションツールの制作
- 5-4. 次世代育成 ～JP-MIRAI Youth



相談・救済パイロット事業 の背景・概要



「相談・救済」公開研究会（全4回）実施報告

活動報告

2021.12.05

SHARE ON:



「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」は、「相談・救済」研究会（公開・リモート開催）の第4回目を8月24日に開催し、全4回を終了しました。

第1回～第4回を通して、外国人在留支援センター（FRESC）、外国人技能実習機構、行政書士、民間企業、NPO、NGO等、様々な視点から、取り組み事例の紹介を含め、外国人向けの相談窓口や救済支援についての発表をしていただきました。

最終回となった第4回目は、株式会社グローバルトラストネットワークス様より民間企業の取組みご説明の他、「JP-MIRAIが果たすべき役割とは」と題し、杉田昌平弁護士による進行のもと、民間企業、NGOからの参加を得てパネルディスカッションを行いました。第1回～第4回までの内容を踏まえて、相談・救済機能におけるJP-MIRAIに求められる取り組みについての議論が行われました。JP-MIRAI会員を含め計75人が参加しました。

上記の議論をベースに、JP-MIRAIでは、2022年2月以降、日本初のマルチステークホルダーで実現する「ビジネスと人権指導原則」準拠の人権デューデリジェンス及び救済メカニズム構築に向けたパイロット事業を実施する予定です。

これまでの参加意向の企業、有識者等のコメントを踏まえ、実施要領を改訂しました。

今後、参加予定企業の皆様と詰めて、早期実現を目指しますので、企業の皆様の参画をお待ちしております。

問合せ・申し込み先は、helpdesk@jp-mirai.orgまでお願いいたします。

[パイロット事業実施要領（12/6改訂版）](#)

第4回及びこれまでの研究会の詳細については下記資料・動画を参照ください。

登壇者の了解が得られた発表資料、動画を公開しております。

・第1回～第3回の資料リンク

[第1回「相談・救済」公開研究会実施報告 - Japan Mirai \(jp-mirai.org\)](#)

[第2回「相談・救済」公開研究会実施報告 - Japan Mirai \(jp-mirai.org\)](#)

相談・救済研究会（まとめ）



Japan Platform for Migrant Workers
towards Responsible and Inclusive Society

1. 相談体制の概観

原則27 国家基盤型の非司法的苦情処理メカニズム

国（FRESC）

東京・新宿区に所在
（約67％はメール・
電話による相談）

相談実績（年換算）
約98,000件

<内訳>

情報会議	24%
職業相談	24.5%
人権	12.6%
在留	6.0%
査証	3.4%
労働相談	1.1%

OTIT

技能実習のみ対象
母国語相談（2020）
実績13,353件

自治体 ワンストップ窓口

実績統計なし

一般に、集住地
区の自治体の体
制は充実。

原則29,30 非国家基盤型の苦情処理メカニズム

ASSC社

民間企業の人権DD対
応、関係労働者対象
相談実績

GTN社

個人契約User対象
（主に高度人材、留学）
電話・チャットによ
る相談

相談実績（年換算）
約12,000件

NPO・労働組合等

団体により対応範囲
などが大きく異なる

実績統計なし

数多くのNPO等
が集住地区で活
動。

外国人労働数

（厚労省2020）

在留資格	概数
技能実習	40.2万人
技人国	28.2万人
特定活動	4.6万人
留学	30.7万人
身分系	54.6万人
その他	
合計	172.4万人

今後も増加
相談件数も今後増加が予想される

相談・救済研究会（まとめ）



Japan Platform for Migrant Workers
towards Responsible and Inclusive Society

2. 『ビジネスと人権指導原則』に照らした対応状況と求められる方向性

	国家の役割		非国家の役割	
指導原則	原則27. 国家基盤型の苦情処理メカニズム	原則28. 非国家基盤型の苦情処理メカニズムの促進・支援	原則29. 企業による苦情処理メカニズム	原則30. 産業団体又はマルチステークホルダーによる苦情処理メカニズム
	国家は、ビジネスに関連した人権侵害を救済するための包括的な国家制度の一部として、司法的メカニズムと並行して、実効的で適切な非司法的苦情処理メカニズムを設けるべき	国家は、ビジネスに関連した人権侵害を取り扱う、実効的な非国家基盤型苦情処理メカニズムへのアクセスを促進する方法を考慮すべき	苦情への対処が早期になされ、直接救済を可能とするように、企業は、負の影響を受けた個人及び地域社会のために、実効的な事業レベルの苦情処理メカニズムを確立し、またはこれに参加すべき	産業団体、マルチステークホルダー、及びその他が関わる協働型の取組みで人権に関連する基準の尊重を基礎にするものは、実効的な苦情処理メカニズムを備えているべき
現状	● 近年、FRESCやOTITなど公的機関による対応が拡充している。 ● 自治体毎に大きな差があるが、集住地区などにおいてはワンストップ窓口において幅広い対応が行われている。	● 現状実績なし	● 個別の企業（グループ）による対応は困難な状況。 ● サプライチェーンにおける人権問題の軽減にも努力要請	● 一部業界団体（建設分野）のみ取り組みが行われている ● NPOによる取り組みが行われている。
求められる取組	引続き体制拡充が求められる 現実的に外国人労働者から見て分かり易い相談窓口が十分にあるといえない現状がある		非国家メカニズムに対する技術・財政的支援を強化に期待 JP-MIRAIが果たすべき役割① 民間企業が「ビジネスと人権・指導原則」に準拠する取組みの支援を行う。	
			JP-MIRAIが果たすべき役割② 政府・自治体の取組みを補完する役割（第三者窓口）として、可能な範囲で相談・救済を拡大する。	

相談・救済研究会（まとめ）



Japan Platform for Migrant Workers
towards Responsible and Inclusive Society

3. あるべき相談・救済体制とは？

～それぞれの特質・強味を生かした協働体制構築に向けて～

国・自治体が対応できる問題は、原則、
国又は自治体が対応

会員企業・団体

雇用関係

外国人労働者

行政機関窓口
FRESC、OTITなど

財政・技術支援

自治体
ワンストップ窓口
(国際交流協会等)

ネットワーク
協力関係強化

連絡会議・専門家会合

関係者の連携による協働メカニズム
構築（政府・自治体・関係機関・
業界団体・企業・NGO等）

役割①

民間企業が「ビジネスと人権・指導原則」に準拠する取り組みの支援

役割②

国家・自治体が取り扱う事が難しい問題について、相談・救済にも対応

JP-MIRAI相談窓口
苦情処理・
救済メカニズム

NPO・労働組合
同胞組織等

改善を支援

財政負担

JP-MIRAI相談窓口
満たすべき条件

- (1) （選ばれる日本に向けて、）すべての外国人労働者に開かれたアクセスしやすい仕組みを目指す
- (2) 関係者の連携によるメカニズム構築（政府・自治体・関係機関・業界団体・企業・NGO等）
- (3) ワンストップかつ専門性高いチームとの連携、中立性・対話による解決の重視
- (4) 公平なコスト負担（民間（原則29.）及び国家（原則28.））

JP-MIRAI相談窓口 満たすべき条件

- (1) (選ばれる日本に向けて、) すべての外国人労働者に関わったアクセスしやすい仕組みを目指す
- (2) 関係者の連携によるメカニズム構築 (政府・自治体・関係機関・業界団体・企業・NGO等)
- (3) ワンストップかつ専門性高いチームとの連携、中立性・対話による解決の重視
- (4) 公平なコスト負担 (民間 (原則29.) 及び国家 (原則28.))

3

JP-MIRAI相談・窓口設置目的

- 外国人労働者の相談・救済対応を通じて、「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく
 - ①人権デューデリジェンスの仕組み確立への貢献、②日本初の相談・救済メカニズムの確立のモデルケースづくりを行う
- 「誰ひとり取り残さない」というSDGsの理念に基づき、既存の行政サービス等で対応が困難であった外国人労働者を対象に相談・救済窓口を開設するとともに、外国人労働者を支援する関係者間のネットワークづくりを行う

パイロット事業

	実施主体	対象
企業による取組み (企業ロット)	(一社) JP-MIRAI サービス	参加企業傘下の外国人労働者
実施基盤整備 (JICAロット)	JICA	JP-MIRAI会員のうち自治体、NPO法人等の支援団体、 その他個人等の会員、並びにその他の会員が非営利で 活動を行う場合 (以下「JP-MIRAI対象会員」とい う。) 及びJP-MIRAI対象会員が関わる外国人労働者

パイロット事業 (実施基盤整備) 目的

- ・本格運用に向けた制度構築・仕組みづくり及びネットワーク構築を行う

パイロット事業概念図



Japan Platform for Migrant Workers
towards Responsible and Inclusive Society



「外国人労働者相談・救済パイロット事業（実施基盤整備）」 （JICAロット）実施要領

（１）目的

- ①**仕組み構築**： 様々な在留資格の外国人労働者（特に脆弱層）を対象に、JP-MIRAIポータル（アプリ）、相談窓口・伴走支援等の展開を行い、将来の仕組み構築に貢献する
- ②**ネットワーク構築**： JP-MIRAI会員（自治体、NPO等）との情報交換・レベルアップ、将来的な伴走支援体制構築。会員の後方支援

- ## （２）業務内容
- ①JP-MIRAI会員（自治体、NPO等）が支援対象とする外国人労働者向け相談窓口の試行的構築（多言語相談窓口、伴走支援、ADR利用案内）
 - ②外国人労働者からの相談内容を整理、FAQ化してJP-MIRAIポータルで公開
 - ③JP-MIRAI会員（自治体、NPO等）向けの研修や連絡会開催（公的機関にも参加呼びかけ）

（３）試行構築する相談窓口

- ①**期間**： 2022年5月23日窓口開設予定～2023年4月末日まで
- ②**対象者**： JP-MIRAI会員のうち自治体、NPO法人等の支援団体、その他個人等の会員、並びにその他の会員が経済的利益を得ないで利用する場合（以下「JP-MIRAI対象会員」という。）及びJP-MIRAI対象会員が関わる外国人労働者
- ③**利用方法**： 自治体、NPO法人等の支援団体、その他個人等の会員は申込みなしで利用可能（追ってチラシをメールで送付）。その他の会員等の場合は申込み後、JP-MIRAI事務局からチラシを送付予定。

- ## （４）パイロット事業実施主体
- ： JICA（委託先： 特定非営利活動法人国際活動市民中心（CINGA））

本事業の中でJP-MIRAI対象会員を対象とした研修会や定期的な連絡会議等を企画・開催し、ネットワークを構築する予定。

- **JP-MIRAI会員等を対象とした研修会**
 - 年6回程度開催
 - 相談対応について検証し、ケースワーク等を通じて対応方法を学ぶことができるものを想定。内容検討中。
- **JP-MIRAI対象会員との連絡会議**
 - 相談対応等の報告等を行い、関係組織の情報共有及び対応について検討することを目的に開催予定。

諮問委員会：

企業ロットの実施にあたり、政労使・専門家等で構成される諮問委員会を設置し、四半期毎に委員会を開催する。委員の助言のもと、公平で中立的な事業運営を行う。
同委員会ではJICAロットの実施にも助言を得る。
委員委嘱予定者は以下のとおり。

【諮問委員】	
連合東京	大辻事務局次長
帝人フロンティア	岡本氏
東京弁護士会	神村弁護士
味の素	中尾氏
JETRO	山田氏
BHR	蔵元弁護士
【オブザーバー】	
全日本金属産業労働組合協議会(金属労協／JCM) 平川事務局次長／国際局長	
出入国在留管理庁	
厚生労働省	
経済産業省	

FAQ(よくある質問と回答)



Japan Platform for Migrant Workers
towards Responsible and Inclusive Society

質問	回答
地域における伴走はどのように実施しますか	各地域で伴走対応が必要なケースについては、窓口内の伴走支援チームによる直接対応に加え、全国の伴走連携パートナーと共に対応する予定です(具体的な実施方法は検討中)。
費用はかかりますか	JICAロット対象分については、パイロット事業期間(2023年4月末迄)は無料です。
自治体のワンストップ窓口や他の相談窓口とどう違うのですか	・本窓口では、伴走支援やADR利用案内等で外国人の問題解決をできるだけ追及することを目指しています。 ・本窓口は、国連「ビジネスと人権」指導原則で求められる「非国家基盤型」の救済メカニズムを協働型で実現することを目指しています。その実現のための基盤整備が本パイロット事業(JICA実施分)の目的です。 また、そのために試行開設する本窓口では、既存の窓口の『後方支援』を行うことも目的とし、例えば外国人が最近増えつつある基礎自治体のご担当者などからの相談にも対応することができます。さらに、ネットワーク構築も目的の1つにしており、既存窓口との連携・情報共有に努めます。



相談窓口

(愛称: JP-MIRAIアシスト)

について

JP-MIRAIアシスト 外国人相談窓口について

特定非営利活動法人
国際活動市民中心(CINGA)

CINGAとは・・・

NPO法人国際活動市民中心

Citizen 's Network for Global Activities ≪CINGA/シンガ≫

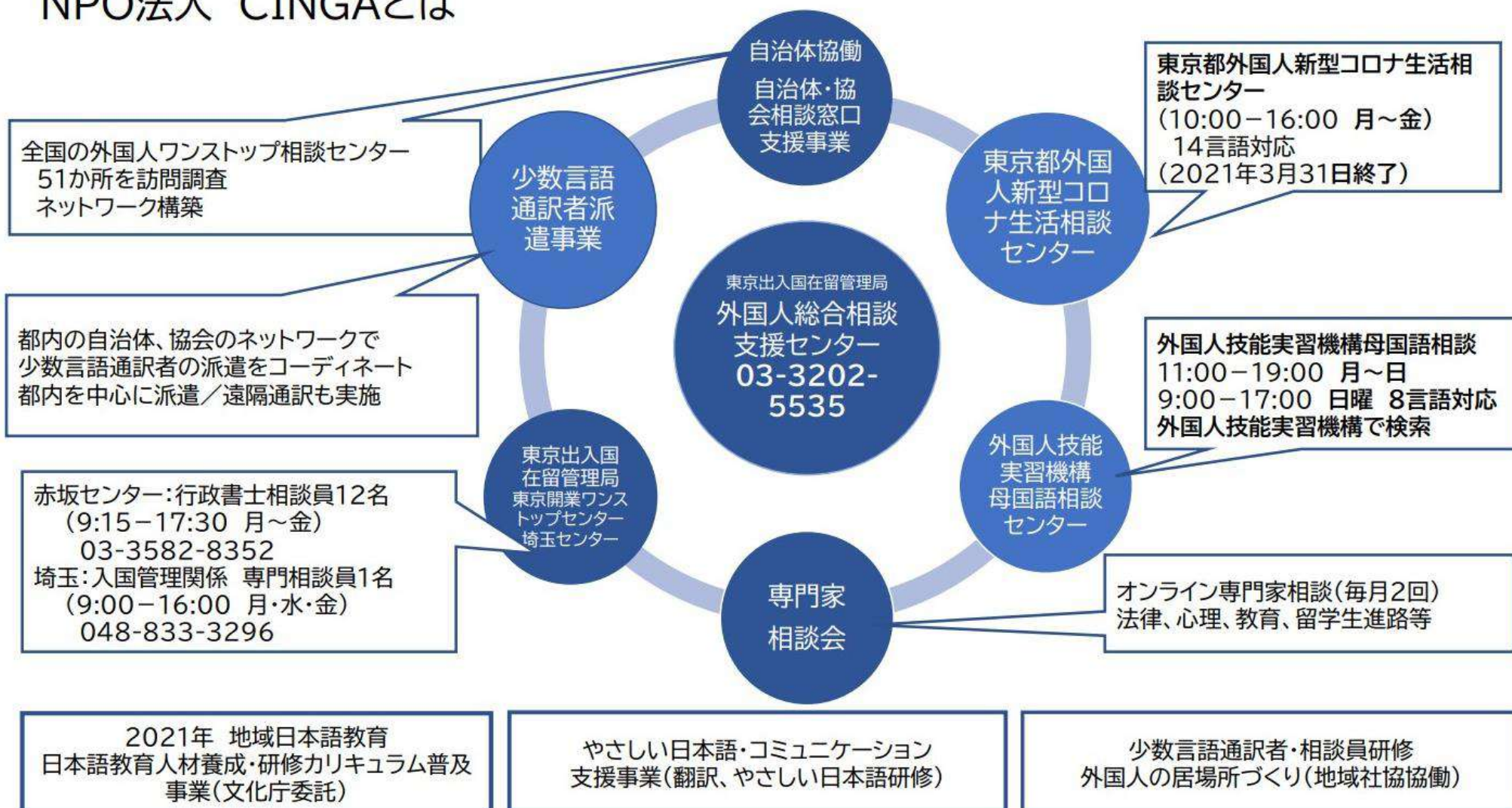
特徴:外国人の支援を行う専門家集団

弁護士、行政書士、心の相談、労働相談、社会福祉士、社会保険労務士、通訳者日本語教師、メディア関係者、協会職員などが専門性を活かして市民活動を行っています。

<http://www.cinga.or.jp/>



NPO法人 CINGAとは



外国人総合相談支援センター(新宿)



市役所や国際交流協会などで多言語相談窓口を開設

東京都新型コロナ生活相談センター



外国人の電話相談センター設置 14言語で対応 東京 新型コロナ

2020年4月17日 18時11分

新型コロナウイルスの感染拡大による影響が広がる中、東京都は、14の言語で外国人にウイルスに関する知識や生活支援などの情報を提供する電話相談センターを設置し、17日から支援が始まりました。

新型コロナウイルス感染症への対応として20年4月より緊急立上げ



じゅーびー み ら い あ し す と

JP-MIRAIアシスト

JP-MIRAI(責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム)外国人相談窓口



だれでも、

「仕事のこと」「健康のこと」「生活のこと」

「子どもの学校のこと」「行政手続き」など、

なんでも相談することができます。

秘密は守ります。

働いているところに言いません。



毎日9言語対応

英語 English

中国語 中文

スペイン語 Español

ポルトガル語 Português

タガログ語 Tagalog

インドネシア語 Bahasa Indonesia

ミャンマー語 မြန်မာစာ

ベトナム語 Tiếng Việt

やさしい日本語

期間 2022年5月23日から2023年4月30日まで

AM10:00～PM6:00 月曜日～土曜日(日曜日・祝日は休み)

ここから相談



相談したいときは <https://portal.jp-mirai.org/> を見てください。
はじめに メールアドレスとパスワードを 決めて 書いてください。



企業名:
識別コード:

本事業は、一般社団法人JP-MIRAIサービスが参加企業との契約のもと行う事業であり、責任はJP-MIRAIサービスにあります。
*緊急で、電話以外の通信手段がない場合は、0800-080-4086にお電話ください。
JP-MIRAIサービスに関するお問い合わせはinfo@jp-mirai.or.jpまでお願いします。



じえーびー み ら い あ し す と

JP-MIRAIアシスト



月曜日～土曜日

10:00～18:00

8言語＋やさしいにほんご

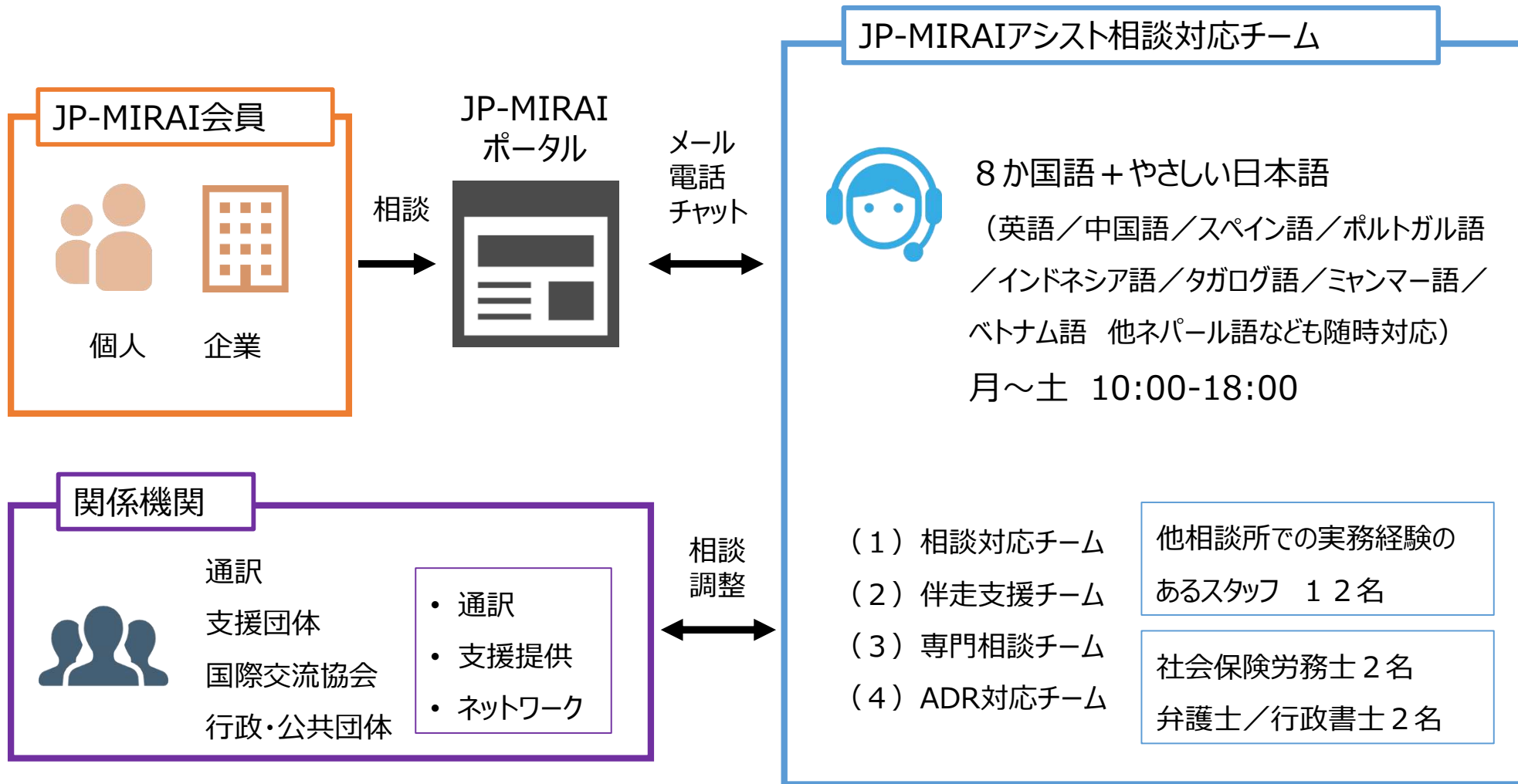
5月23日(月)にスタートします





じえーびー み ら い あ し す と

JP-MIRAIアシスト





じえーびいー み ら い あ し す と

JP-MIRAIアシスト

相談対応 仕事・生活・教育・医療・福祉など、様々な領域にわたる相談対応を多言語で行います。

伴走支援 電話や対面で、当事者に寄り添い、ともに解決を目指します。必要に応じ、外部の支援団体と協力します。

専門相談 在留資格や法律にかかわる相談に応えます。外国人対応に実績のある弁護士や行政書士が担当します。



じえーびいー み ら い あ し す と

JP-MIRAIアシスト

外国人労働者や対応者を取り巻く、あらゆる生活や制度に対応

- ・職場でトラブルがあり、ハラスメントを受けていて困っている。日本語があまりできない。体調不良を感じている。(外国人当事者)
- ・工場に勤めているが、妊娠した。日本の会社はどのような制度があるのか。やめさせられないか不安だがどう伝えればよいか。(外国人当事者)
- ・新たに〇〇の国の人を雇うことになったが、在留資格や手続きが不明なことがある。(企業人事担当)



相談・救済パイロット事業への 申込方法・スケジュール

2つのパイロット事業の関係



Japan Platform for Migrant Workers
towards Responsible and Inclusive Society

パイロット事業(実施基盤整備:JICAロット)

【実施主体】 JICA



【資 金】 JICA予算

相談窓口(9言語) + 伴走支援事業

【委託】NPO法人国際活動市民中心 (CINGA)

パイロット事業(先行企業による取組み:企業ロット)

【実施主体】 一般社団法人 JP-MIRAIサービス

【資 金】 民間企業資金(参加法人負担)

相談窓口(9言語) + 伴走支援事業

【委託】NPO法人国際活動市民中心 (CINGA)

ADR利用

【実施主体】 東京弁護士会内専門ADRセンター

【対象者】 JP-MIRAI非営利会員(自治体、NPO等支援団体、その他個人等の会員)が支援する外国人労働者(約4千人) + 関係者

【対象者】 パイロット事業参加企業及びその関連法人が雇用する外国人労働者(最大2万人) + 関係者

諮問委員会

労働組合、企業代表、専門家、関係省庁(オブザーバー)等

支援組織ネットワーク事業

【委託】NPO法人国際活動市民中心(CINGA)

パイロット事業(JICA実施基盤整備)

【実施主体】 JICA



【資 金】 JICA予算

相談窓口(9言語)+伴走支援事業

【委託】NPO法人国際活動市民中心
(CINGA)

【対象者】

JP-MIRAI非営利会員(自治体、
NPO等支援団体、その他個人等の会
員)が支援する外国人労働者(約4千
人)+関係者

支援組織ネットワーク事業

【委託】NPO法人国際活動市民中心(CINGA)

【JICAロット対象会員】

JP-MIRAI会員のうち、
非営利で外国人の支援を行う方々(※)
+ 支援される外国人本人

※自治体、国際交流協会、NPO・NGO、
研究者、その他個人の会員

士業の方々・その他の会員については、
経済的利益を得ない活動に限り、申し込みを条
件に利用が可能

※本窓口は経済的利益を得ない活動に限りご利用いただけます。
※監理団体・登録支援機関の法定業務に関しては相談窓口での対応
はできません。

対象会員以外の方の申し込みフォームはこちら

- お申し込みいただいた皆様には、5営業日を目途に専用QRコード付きのチラシをJP-MIRAI事務局より送付します。

JP-MIRAIアシスト利用のための申し込みフォーム

* 必須

1. 氏名を教えてください。 *

回答を入力してください

2. 所属先を教えてください（JP-MIRAI会員申し込み時に登録されている会社名または団体名をご記入ください）。 *

回答を入力してください



<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=Qvyp64hVMU2KTm4b950xwOFxo0BVqnpCsLTT6-7DNSFUQ0hEMk9NMjNXWIRNWjZGTVc3OEVLNFpWUi4u>

今後のスケジュール





JP-MIRAIポータル について

日本を目指す全ての外国人に！JP-MIRAIポータル

日本での暮らしや就労に役立つ情報提供と、「声」の把握

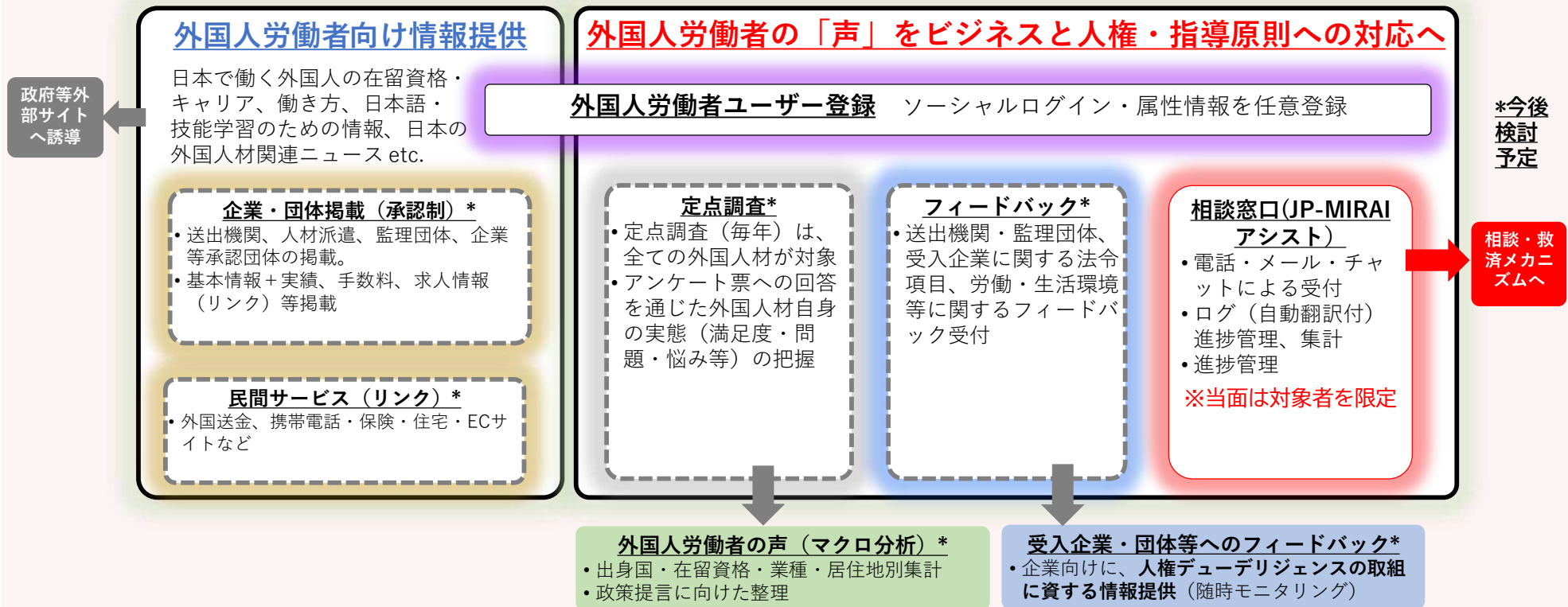


Japan Platform for Migrant Workers
towards Responsible and Inclusive Society

【目的】

1. 外国人労働者への情報提供を通じた問題最小化
2. ビジネスと人権・指導原則への対応を推進

【基本的な機能】



日本を目指す全ての外国人に！JP-MIRAIポータル

日本での暮らしや就労に役立つ情報提供と、「声」の把握



Japan Platform for Migrant Workers
towards Responsible and Inclusive Society

9言語対応
(やさしい日本語・
英・中・ベトナム・タ
ガログ・インドネシ
ア・ミャンマー・ポ
ルトガル・スペイン)

2022年
公開

日本での
暮らし・就労に
役立つ
情報提供

各在留資格
に対応



責任のある外国人労働者受け入れプラットフォーム(JP-MIRAI)が運営する外国人向け情報ポータル
サイトが、2022年2月ついにスタートします！



外国人にとって
必要な情報をひとつに集約
暮らし・仕事・住居・日本で暮らすときに気をつ
けること・トラブルetc.



9言語対応
日本語・英語・中国語・ベトナム語・タガ
ログ語・インドネシア語・ミャンマー語・
ポルトガル語・スペイン語



各在留資格に対応
高度人材・技能実習・特定技能・留学etc.



今後リリース予定
困りごと・相談窓口を設置
※当面、対象者限定



今後リリース予定
スマホアプリにも対応
iOS・Androidスマホアプリの提供でいつで
もスムーズにアクセス



アクセスはこちらから
<https://portal.jp-mirai.org/>

▼PC画面イメージ



ポイント

1. 来日前・中、後の全てを通じた外国
人材への情報発信
2. FRESC（外国人在留支援センタ
ー）、OTIT（外国人技能実習機
構）を始めとする公的機関及び多
くの民間企業等と連携したコンテ
ンツの拡充

日本を目指す全ての外国人に！JP-MIRAIポータル

日本での暮らしや就労に役立つ情報提供と、「声」の把握



Japan Platform for Migrant Workers
towards Responsible and Inclusive Society

JP-MIRAIアシスト利用に必要なもの

ちらし(各会員固有のQRコード付)

じょーびー みらい あしすと
JP-MIRAIアシスト

JP-MIRAI (責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム) 外国人相談窓口

だれでも、
「仕事のこと」「健康のこと」「生活のこと」
「子どもの学校のこと」「行政手続き」など、
なんでも相談することができます。
秘密は守ります。
困っているところに言いません。

毎日9言語対応

英語 English	中国語 中文	スペイン語 Español
ポルトガル語 Português	タガログ語 Tagalog	インドネシア語 Bahasa Indonesia
ミャンマー語 မြန်မာစာ	ベトナム語 Tiếng Việt	やさしい日本語

期間 2022年5月23日から2023年4月30日まで
AM10:00~PM6:00 月曜日~土曜日 (日曜・祝日は休み)

ここから相談
希望したい言語は <https://portal.jp-mirai.org/> を見てください。
はじめてに メールアドレスとパスワードを決めていただく必要があります。

お問い合わせ先: JP-MIRAIアシストデスク helpdesk@jp-mirai.org

JP-MIRAIポータルへの ユーザー登録



インターネット環境(ない場合は固定電話での相談も可能※緊急の場合に限り)



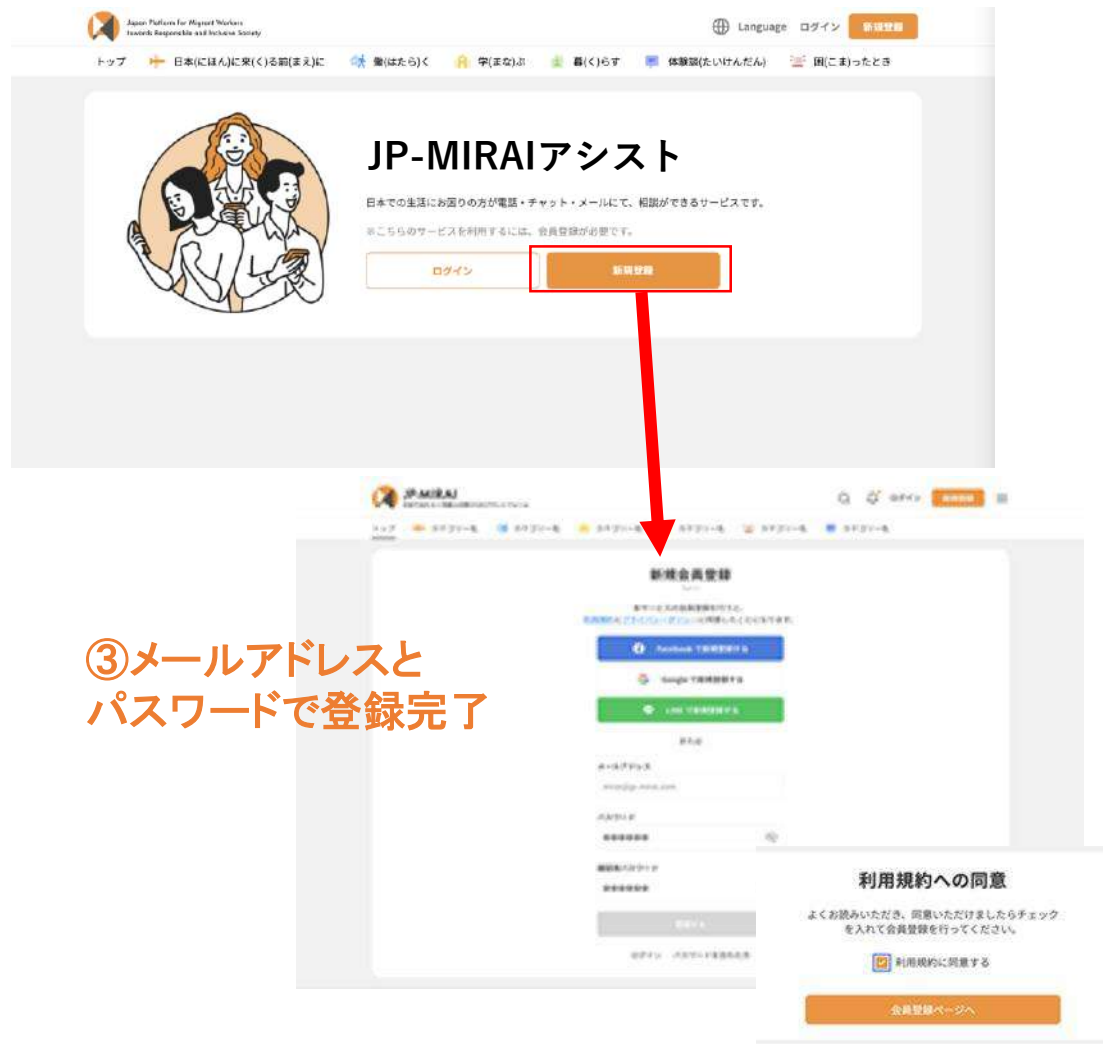
地域に住む・普段繋がりのある外国人労働者の方々が、「より簡単に、より気軽に」困りごとを相談できるよう、ちらし配布の際、ぜひ、JP-MIRAIポータルユーザー登録についてもご案内ください！

JP-MIRAIポータルの利用者未登録の場合

①ちらしのQRコードを読み込む



②JP-MIRAIアシストのマイページから「新規登録」を選択(=JP-MIRAIポータルユーザー登録)

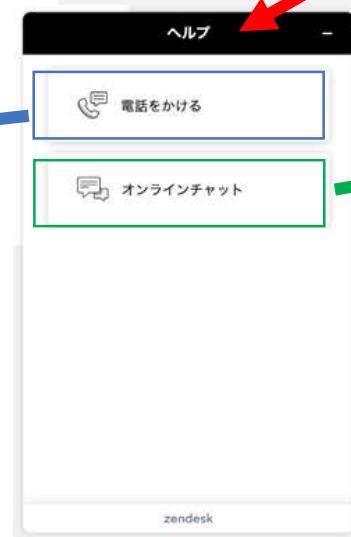
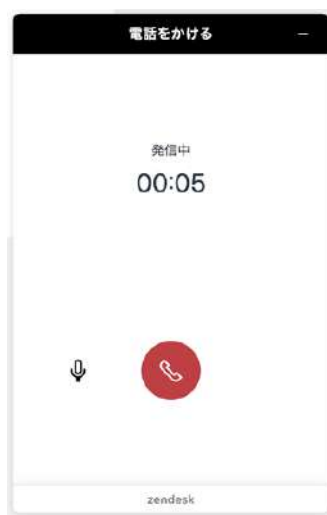


JP-MIRAIポータルของผู้ใช้ที่ไม่ได้ลงทะเบียน

④ 登録したメールアドレスとパスワードでログイン



⑤ JP-MIRAIアシストのマイページ画面から相談ツール(チャット・IP電話・電子メール)を選んで相談開始





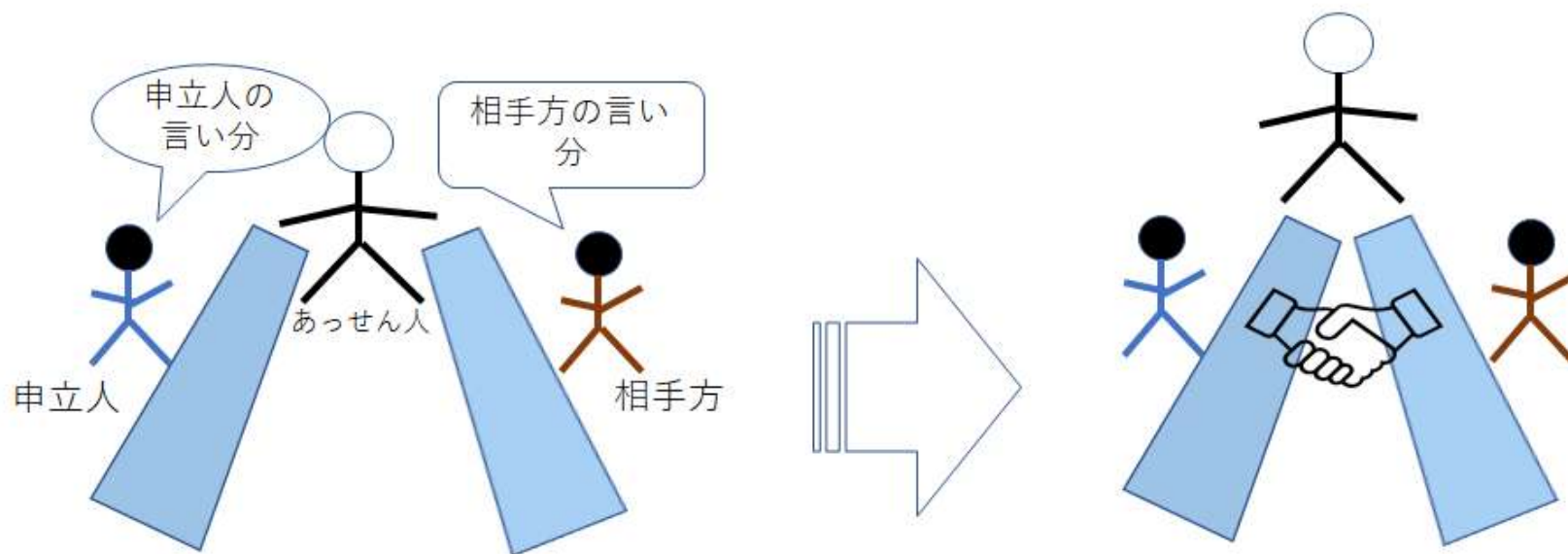
ADR(裁判外紛争解決手続) について

東京弁護士会 神村弁護士

ADRについて

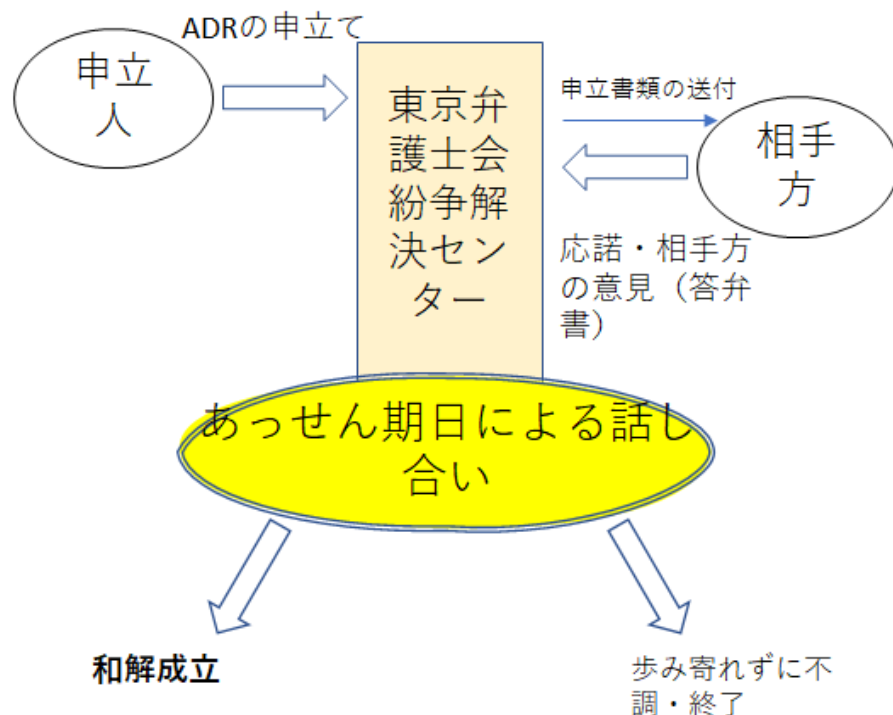
ADR・・・Alternative Dispute Resolution（裁判に代替する紛争解決手段）

典型的には、あっせん手続（紛争状態にある当事者間の間にあっせん人が入って、あっせん人が当事者同士の話し合いを支援し、当事者の合意により紛争を解決する手続き）



ADRについて

あっせん手続の進み方と特徴



- “欠席判決”はない（話し合って和解を目指すものなので）
 - ← 相手方が応諾しないと手続は進められない
- あっせん人が結論を決定する権限を持たない（判決とは違う）
 - ← 当事者が合意しないと解決（和解）に至らない
- （東京弁護士会のADRの場合）法的な知識のある弁護士があっせん人となる
- （東京弁護士会のADRの場合）紛争に接し慣れている弁護士があっせん人となる
- あっせんの日時、場所など手続が柔軟である（オンラインによるあっせん期日も可能）
- 裁判手続より早期に解決に至るケースも珍しくない
- 話し合いの対象（申立の内容）の自由度が高い（例えば、「理由を説明してほしい」という申立ても可能）
- 当事者が納得できる結論で和解できる（結論を押し付けられない）
- 和解内容に対する高い満足度が期待できる
- 未来志向で、相手への共感を持った解決が図れる
- 訴訟のように公開されない

JP-MIRAIのADRについて

東京弁護士会紛争解決センターの一般的なADRと比較して、

- あっせん人2名体制 — 外国人労働者側の法律実務の知見のある弁護士あっせん人と使用者側での労働紛争実務の知見のある弁護士あっせん人
- （必要に応じて）通訳を入れたあっせん手続（書面についても、外国人労働者には日本語以外による作成でOKとなるような制度設計）
- 隔地者間でのあっせん手続が可能となるよう、Web会議によるあっせん期日など、オンラインの手続きを活用する予定

※ ADRの手続は、JP-MIRAIではなく、東京弁護士会紛争解決センターが主催する（上記の特徴は現時点で検討しているものであり、今後変更となる可能性はある）

※「労働者側」あっせん人、「使用者側」あっせん人と言っても、労働者側あるいは使用者側を味方するものではない（それぞれの立場をより理解している、という趣旨）



質疑応答



ありがとうございました。



Japan Platform for Migrant Workers
towards Responsible and Inclusive Society
責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム

概要 活動内容 イベント情報 活動報告 加盟団体紹介 会員専用ページ 入会申し込み JP-MIRAIポータル

JP-MIRAI 外国人労働者相談・救済パイロット事業のご案内

イベント情報 2022.03.22

SHARE ON:



「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」（JP-MIRAI）では、「相談・救済研究会」での議論をベースに、2022年4月下旬より、日本初のマルチステークホルダーで実現する「ビジネスと人権指導原則」準拠の人権デューデリジェンス及び救済メカニズム構築に向けたパイロット事業を実施します。

参加を検討されている企業様向けの説明会は、3月17日及び22日に終了いたしました。引き続き参加企業を募集しており、個別説明を行いますので、事務局までお知らせください。説明会の資料は以下のとおりです。

[＜JP-MIRAIパイロット事業 説明資料＞](#)

書式：[契約書（案）](#)、[関連法人承諾書（案）](#)

<https://jp-mirai.org/jp/2022/9470/>

問い合わせ：info@jp-mirai.or.jp

JP-MIRAIご入会のお申込みはこちらから

入会申し込み

責任ある外国人労働者受入れプラットフォームの理念と行動規範に賛同する企業・団体・個人の皆様、ぜひこのプラットフォームに加盟ください。

- 事務局より定期的にニュースレターを提供させていただきます。
- 外国人労働者が来日前に知っておくべき情報の提供、来日中の必要な情報提供や外国人労働者の健康管理に関する情報、外国人労働者の帰国後のキャリアプランなど、外国人労働者受入れに際して担当者が知るべき様々な情報を定期的にセミナー形式で聴講できます。
- 外国人労働者受入れを行っている様々な企業との勉強会を通じて悩みや最新の施策を共有することができます。

なお、会費は無料です。

皆様の一つ一つの声、行動が、外国人労働者のあるべき受入れにつながります。

まず下記の「**規約**」と「**行動原則**」をお読み頂き、賛同頂けましたら下記の「**入会申し込みはこちらから**」ボタンを押して頂いてリンク先のページの申し込みフォームに必要事項をご記入頂き、「この内容で申し込みます」ボタンを押してください。折り返し事務局よりご連絡させていただきます。

※8月9日～13日は事務局がお盆休みですので入会審査に通常よりお時間頂きます

規約（ダウンロード）



行動原則（リンク）



パンフレット（ダウンロード）

入会申し込みはこちらから

上記のボタンをクリックしても入会申込フォームが立ち上がらない方は**こちらから**エクセルファイルをダウンロード頂き、記入の上

ask@jp-mirai.orgに送付をお願いします

お問い合わせ 「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」

事務局 **ask@jp-mirai.org**

よくあるご質問とお答え

詳細はこちらから

<https://jp-mirai.org/jp/contact/>

●入会申請後、事務局にて確認



●手続き完了のご案内
(2週間程度)

お問い合わせはこちらへ：**ask@jp-mirai.org**